

事業所ごとに正本1部、写し2部を作成し、提出して下さい。

(注) 紹介の実績がない場合について
 報告対象期間中に紹介の実績がない場合も事業報告書(様式第8号の2)の提出は必要です。
 実績がない場合、1欄・2欄・5欄・6欄を記載し、表面余白に「実績なし」と記載して下さい。

紹介の実績がない場合は、欄外に「実績なし」と記載して下さい。

様式第8号の2 (表面)

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

実績なし

1 届出受理番号 12-特-〇〇〇〇〇〇
 2 事業所名 千葉労働局協同組合 無料職業紹介所

3月末日現在の有効求職者数を記載

期間の定めのない雇用契約による就職件数

3 活動状況(国内)
 (1) 構成員のみを求職者とするもの

取扱業務等の区分	有効求人数	① 求人			② 求職		③ 就職			
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用	それ以外	臨時就職延数	日雇就職延数
064 農業の職業	30人	2人	350人日	30人日	20人	25件	2件	1件	300人日	30人日
計	30人	2人	350人日	30人日	20人	25件	2件	1件	300人日	30人日

3月末日現在の有効求人

対象期間中の求人の募集人数の累計

求職申込の累計(対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合は複数件として計上)

取扱業務等の区分	④ 雇 用	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	離職
064 農業の職業	10人	0人
計	10人	0人

①欄の「臨時求人延数」「日雇求人延数」、③欄の「臨時就職延数」「日雇就職延数」について
 延数=雇用期間(実働日数ではない)×人数
 例:雇用期間4月1日~5月31日、求人2人の場合は、61×2=122人日

(2) 構成員のみを求職者とするもの

取扱業務等の区分	有効求人数	① 求人			② 求職		③ 就職			
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用	それ以外	臨時就職延数	日雇就職延数
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日

取扱業務等の区分	④ 雇 用	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	離職
計	人	人

3の(1)(2)(3)の④「離職」欄について
 令和7年度実績報告分(令和8年4月提出分)については、「令和6年4月1日~令和7年3月31日」(前々年の4月1日から前年の3月末日)に就職した無期雇用就職者(期間の定めのない雇用契約により就職した者)のうち、「就職後6か月以内に離職した者の数」及び「就職後6か月以内に離職したかどうか明らかでない者の数」を記載

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱業務等の区分	有効求人数	① 求人			② 求職		③ 就職			
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用	それ以外	臨時就職延数	日雇就職延数
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日

取扱業務等の区分	④ 雇 用	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	離職
計	人	人

「取扱業務等の区分」については、厚生労働省編職業分類中分類に基づいて分類して下さい。ただし、次の職業は、中分類とは別々に記載して下さい。
 【a家政婦(夫)、bマネキン、c調理師、d芸能家、e配せん人、fモデル、g医師、h保育士、i特定技能の在留資格に係る職業紹介】

「常用」・・・4か月以上の期間を定めて雇用される者、又は、期間の定めなく雇用される者
 「臨時」・・・1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用される者
 「日雇」・・・1か月未満の期間を定めて雇用される者

4 活動状況(国外)(相手国別・総計)

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職件数
		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	
005 農林水産技術者	中国	1人	3人	1人	3件	1件
005 農林水産技術者	フィリピン	1人	2人	0人	2件	1件
計		2人	5人	1人	5件	2件

取扱業務等の区分ごと、相手国ごとに記載

5 職業紹介の業務に従事する者の数

3人 ← 職業紹介責任者を含んだ人数を記載。(最低1人以上)

6 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和7年5月11日 9:00~18:00	2名	外部講師を招いてキャリアカウンセリング研修を実施
令和7年10月14日 13:00~16:00	2名	職業紹介責任者を講師として、求人受付時の注意点についての研修会を実施

職業紹介責任者が、職業紹介業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載して下さい。(外部研修も含まれます。)

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のと

令和 8年 4月 1日

⑥氏名又は名称 千葉労働局協同組合 代表 労働 太郎

厚生労働大臣 殿

法人名、代表者名